宮城県公報

発行
宮城県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区本町三丁目８番１号
電話 022(211)2267
（毎週火，金曜日発行）

目次

規則

○手数料条例施行規則の一部を改正する規則（財政課）　一

告示

○保安林の指定施業要件の変更（森林整備課）　一
○土地改良事業計画変更の認可（北部地方振興事務所）　一

雑報

○地方独立行政法人宮城県立こども病院令和元年度財務諸表の公告　二
○地方独立行政法人宮城県立病院機構令和元年度財務諸表の公告　二

規則

手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年九月二十三日

宮城県知事　村井嘉浩

○宮城県規則第九十五号

手数料条例施行規則の一部を改正する規則

手数料条例施行規則（平成十二年宮城県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（新型コロナウイルス感染症等の影響により申請する者に係る手数料の免除）

7　知事は、表五十一の項、五十二の項、五十四の項、五十五の項、百七十八の項及び百八十一の項の上欄に掲げる者が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響により申請する者であって手数料を免除することが適当と認められるものである場合には、令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に申請がなされた許可等に係る手数料に限り、それぞれこれらの項の下欄に定める額の全部を免除するものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

○宮城県告示第七百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和二年九月二十三日

宮城県知事　村井嘉浩

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亘理郡山元町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的

飛砂の防備

三　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(一)　主伐は、択伐による。

(二)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び山元町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、旧迫川右岸土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を令和二年九月十六日認可した。

令和二年九月二十三日

宮城県北部地方振興事務所

所長　冨　田　政　則

雑　報

○地方独立行政法人宮城県立こども病院理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

令和二年九月二十三日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第三項の規定に基づき、別冊一のとおり地方独立行政法人宮城県立こども病院令和元年度財務諸表を公告する。

令和二年九月二十三日

地方独立行政法人宮城県立こども病院
理事長　今　泉　益　栄

○地方独立行政法人宮城県立病院機構理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

令和二年九月二十三日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第三項の規定に基づき、別冊二のとおり地方独立行政法人宮城県立病院機構令和元年度財務諸表を公告する。

令和二年九月二十三日

地方独立行政法人宮城県立病院機構
理事長　荒　井　陽　一